

20川情個第68号  
平成21年3月10日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）

平成20年9月5日付け20川健企第280号をもって川崎市長から諮問のありました  
公文書開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

## 【諮問第224号答申】

### 1 審査会の結論

異議申立人の公文書開示請求に対する実施機関の拒否処分は妥当である。

### 2 異議申立ての趣旨及び経緯

(1) 平成20年7月16日、異議申立人は川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。）第7条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、以下の内容の公文書の開示請求を行った。

平成19年度に開催した健康福祉局の行財政改革推進本部会議の全ての次第・資料・記録等

(2) 実施機関は、同年7月30日付けで、請求対象文書のうち、平成19年度に開催した健康福祉局の行財政改革推進本部会議の全ての次第・資料につき全部開示処分とし、同会議の記録については、「当該文書を作成していないため」との理由により開示請求拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 異議申立人は、同年8月8日付けで、本件処分に対し、「行政の重要な会議の記録が無いとは考えられない。」とする異議申立てを行った（当審査会諮問第224号）。

### 3 異議申立人の主張要旨

平成20年8月8日付け異議申立書、同年11月7日付け「処分理由書に対する反論書の提出について」と題する書面及び平成20年12月9日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

(1) 行政の重要な会議の記録が無いとは考えられない。健康福祉局の行財政改革推進本部会議は、局の組織整備や職員再配置等の協議をする極めて重要な会議である。同会議が設置された平成14年度以降、局内での開かれた形での合意形成を目指し、同局企画課では同会議の記録を作成して職員に周知すべく実践を重ね、平成17年度はすべての同会議の記録を作成していた。

したがって、平成19年度の同会議の記録は存在するはずであり、開示を求める。

(2) 同局企画課においては、平成17年度までは、開かれた形での合意形成を目指し、会議の記録を作成して職員に周知するよう取り組みをしてきた経緯があり、もし、平成19年度に同会議の記録が作成されていないとすれば、同局企画課が閉鎖的な傾向に逆戻りしたこととなり、疑義がある。

### 4 実施機関の主張要旨

平成20年10月15日付け処分理由説明書、平成21年1月13日実施の処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

健康福祉局の行財政改革推進本部会議は、平成19年度においては4回開催しており、それぞれについて、資料に基づき内容の周知、説明、検討等を行ったが、特段、意見、

質問等により資料の内容が大きく変わる状況がなかったことから、その発言内容を記録する必要がなく、会議録を作成しなかった。

よって、当該請求については、対象文書を作成せず存在しないことから拒否処分としたものである。

## 5 審査会の判断

本件処分の対象文書は、「平成19年度に開催した健康福祉局の行財政改革推進本部会議の全ての記録等」であるが、実施機関は、同会議の内容を記録した文書は一切存在しないと説明する。

まず、健康福祉局の行財政改革推進本部会議とは、川崎市行財政改革推進本部のもとに各局の行財政改革にかかる事項について検討し実施するための局行財政改革推進本部の会議の一つであるが（川崎市行財政推進本部設置要項第7条）、川崎市行財政改革推進本部会議においては会議録の作成が義務付けられておらず（川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第2条、第9条）、各局の行財政改革推進本部会議についても会議録の作成を義務付ける規定はない。各局における実務上の取扱いを見ても、行財政改革推進本部会議の記録を作成していない局が大多数である。

もっとも、平成17年度の健康福祉局の行財政改革推進本部会議の記録が作成されていたことは実施機関も認めるとおりであり、平成18年3月22日に開催した同会議の記録の存在も確認できるが、同局において、同会議の記録を作成する取扱いが実務上制度化されたと見られるまでの事情は認められない。

そして、実施機関は、平成18年度以降、同会議の記録は作成していないと述べ、その理由として、従前は幅広い議題が扱われていた同会議が、平成18年度以降、職員配置計画、組織整備計画を中心に扱う会議と見直しがされたこと、川崎市行財政改革推進本部会議と一体的な運営を図り、健康福祉局の行財政改革推進本部会議では市の計画の周知、説明、検討を行うようになったことから、基本的には記録を作成する必要のない会議となったからであると説明している。

また、実施機関は、平成18年度以降においても、同会議で資料の内容を大幅に変更するような質問や意見があった場合には記録を作成すべきと考えていたとも述べるが、特段、意見、質問等により資料の内容が大きく変わる状況がなかったことから、その発言内容を記録する必要がなく、会議録を作成しなかったとも説明している。

これらの実施機関の説明は格別不合理とまでは言えず、当審査会としては、本件処分の対象文書の存在を確認することはできない。

よって、結論として、実施機関の本件処分は妥当である。

なお、異議申立人は、同会議の記録が作成されていないことは、開かれた合意形成を目指してきた同局企画課の経緯に逆行し、閉鎖的な傾向に逆戻りしているとして疑義を述べるが、会議の記録を作成すべきか否かという問題については当審査会において審査すべき事項ではなく、答申の結論を左右するものではない。

以上の理由により、前記 1 に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	青柳	幸一
委員	安達	和志
委員	小坏	淳子
委員	杉原	麗